

著作物の正しい利用 (新聞記事等の複製利用を中心に)

公益社団法人日本複製権センター(JRRC)

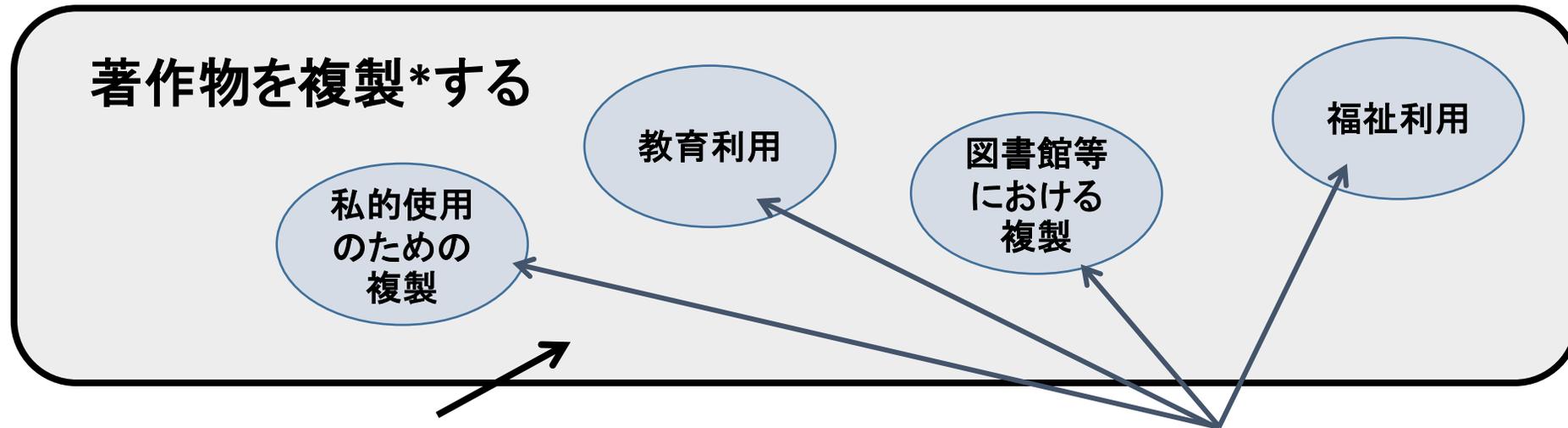
事務局長 林 宏之

1. 著作物を利用するための基本

- ☑ 著作権は排他的・独占的権利
- ☑ 著作権は、複製等の利用行為について、原則として、権利が働く
- ☑ 「権利が働く」とは、利用に当たっては、著作権者の許諾が必要ということ

2. 原則と例外（著作権の制限：複製権を事例に）

第21条 著作権者は、その著作物を複製する権利を専有する



著作権者の了解が必要

著作権者の了解は不必要

★著作権法では、書籍、雑誌、音楽、ソフトウェアなどを複製する行為は、原則著作権者の了解が必要としたうえで、公益、社会慣行など著作権者の利益を不当に害することがない場合は著作権が働かないこととし、自由利用を認めている。（著作権の制限＝「権利制限」）

Q1 業務用の利用は私的使用のための複製(30条)といえますか？

私的使用のための複製【30条】

【原則】

1 私的使用目的

* 個人又は家族若しくは家族に準じる範囲内での使用を目的

2 使用する者が複製

* 業者に委託して複製するのは対象外

【例外】 業者の設置機器でコピー、技術的保護手段の回避コピー
違法サイトからのダウンロード

社員の執務参考資料として出版物
を複製するのは「私的使用目的」？

業務に使用するためであれば、
「私的使用目的」とはいわない
(通説・判例)

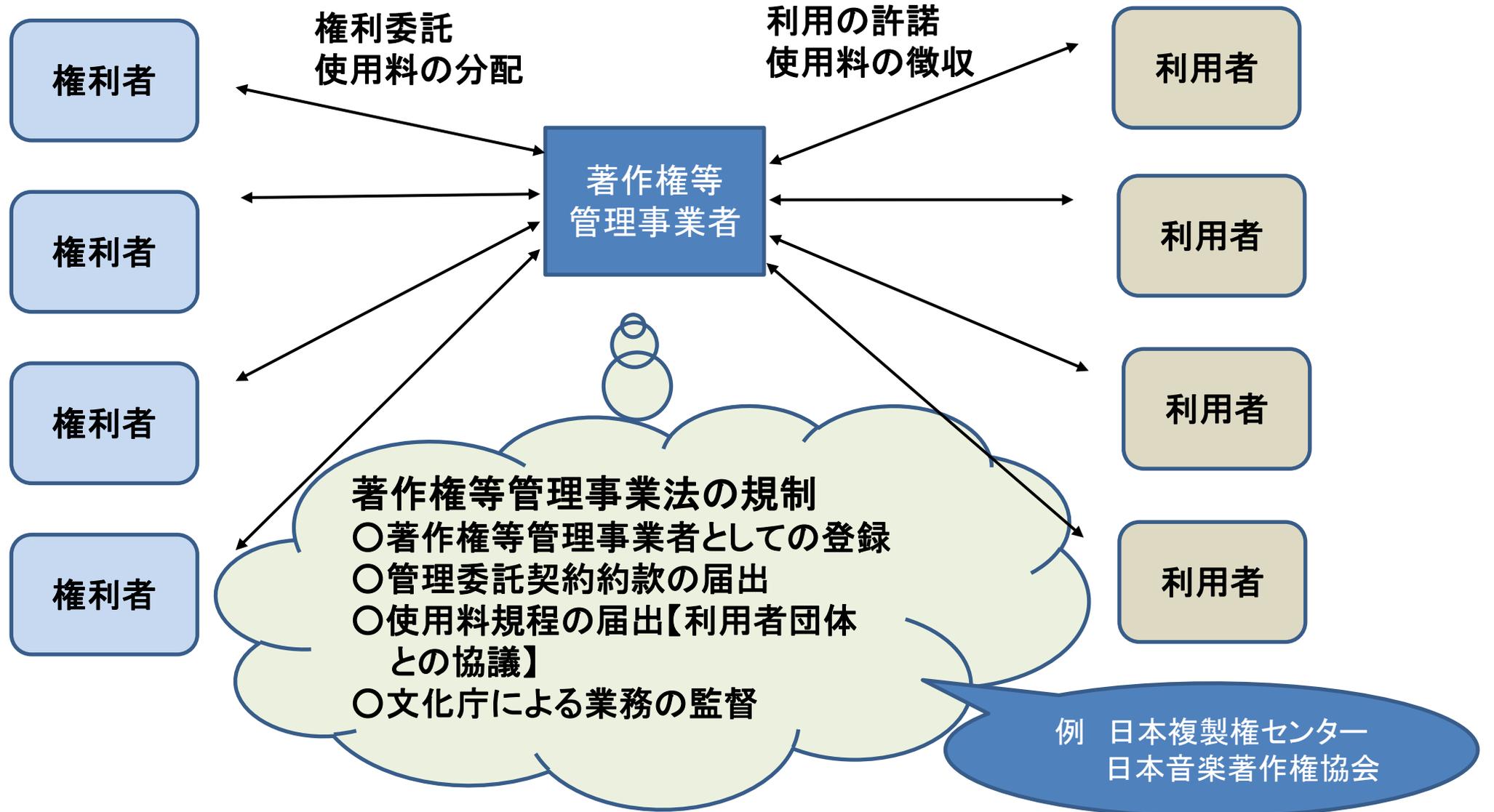
Q2 執務参考資料にするための複製は、立法又は行政目的の複製に該当しますか？

□42条1項

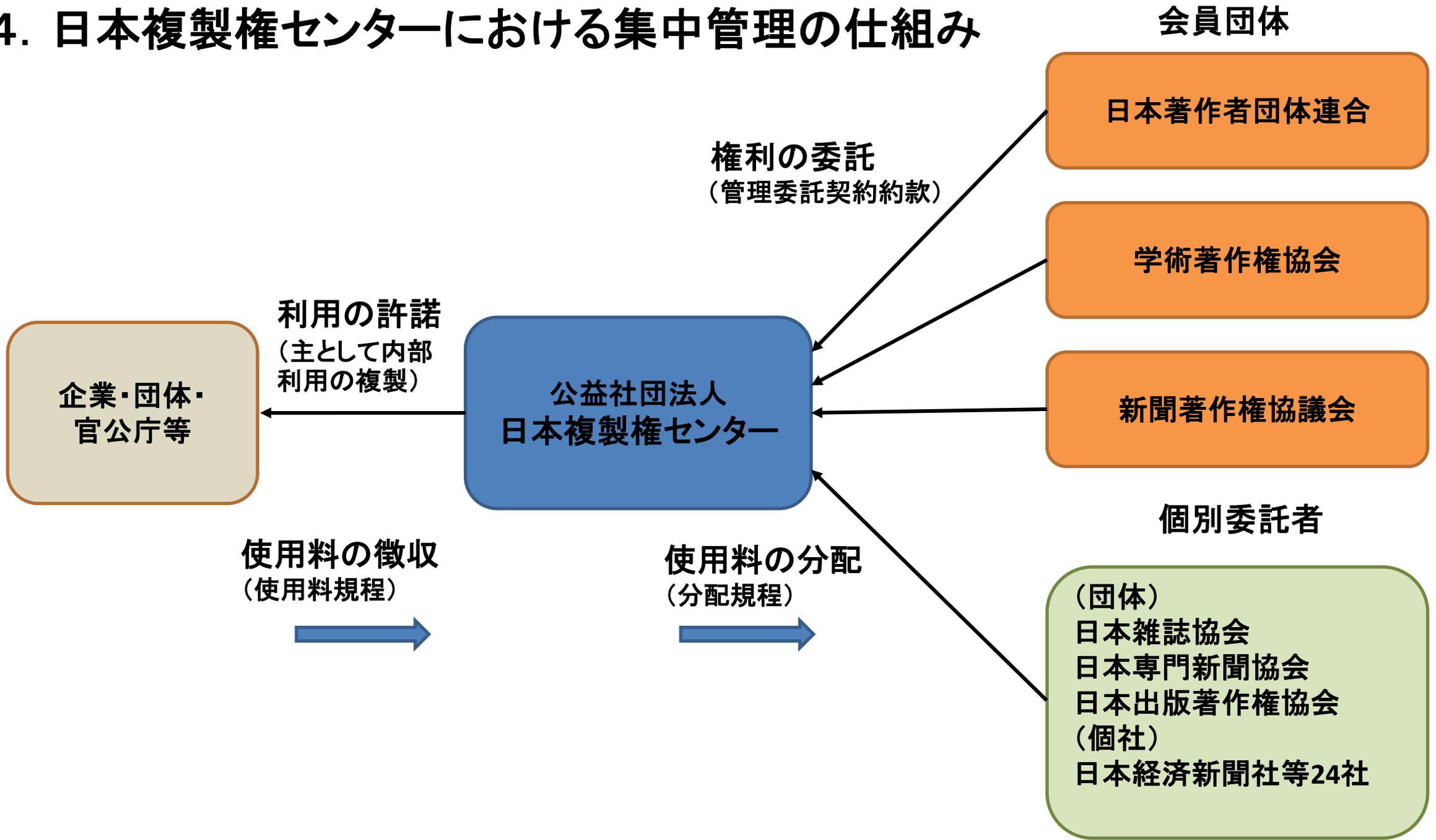
著作物は、裁判手続のために必要と認められる場合及び立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

行政目的とは所管事務を遂行に関し国家意思等を決定し行使するうえにおいて必要な場合に限り、例えば官公職員の執務参考資料としての利用は認められない(通説)(加戸守行著「著作権法逐条講義」より要約)

3. 著作権の集中管理制度の仕組み



4. 日本複製権センターにおける集中管理の仕組み



著作権等管理事業者のうち 主に出版物の複製権を集中管理している団体

著作権等管理事業者名 (文化庁登録順*)	組織概要	主な管理著作物 (出版物)	備考
公益社団法人日本複製権センター(JRRC) 	新聞、雑誌、学術論文、書籍、写真、美術、文芸等の複製権等を管理する著作権等管理 (学術論文は一般社団法人学術著作権協会を通じた管理委託)	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞、雑誌、その他書籍等及び学術論文 ・出版物に含まれる写真、美術、文芸作品等 	海外著作物の取り扱いはなし(双務協定準備中)
一般社団法人学術著作権協会(JAC) 	日本工学会、日本歯科医学会、日本農学会、日本薬学会、日本医学会を設立母体とする著作権等管理事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・国内約830団体の学術雑誌・学術出版物等 ・海外の国・地域の著作物 	双務協定を結ぶ国外の団体を通じ、海外の学術著作物のほか一般書籍や新聞、雑誌、写真等の利用が可能
一般社団法人出版者著作権管理機構(JCOPY) 	7つの出版団体によって構成・運営される著作権等管理事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・商業出版約350者の出版物等 ・主に人文社会科学系及び自然科学系の分野 ・海外の国・地域の著作物 	双務協定を結ぶ国外の団体を通じ、海外著作物の複製利用等許諾が可能

* https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kanrijigyoho/toroku_jokyo/

5. 新聞記事の利用について(行政組織の場合)

新聞や雑誌等を読んで気になった記事をコピーしていませんか？

☑新聞や雑誌等の記事は著作物です。複写機でコピーしたり、PC・タブレット・スマホ等でのスクリーンショットやコピーをする場合には原則として著作権者の**事前の許諾が必要**です。

☞著作権法第12条『複製権』において「著作者は、その著作物を**複製する権利を専有する**。」と規定されています。



☑組織にとってこうした情報収集は必要不可欠ですが組織内でこれらの複製行為を行う度に漏れなく事前申請を行うことは現実的ではなく、**管理者が知らないうちに職員が著作権を侵害しているおそれがあります**。

複製権等の適切な利用のための許諾取得について

- ☑ここでは、業務目的で著作物を複製し、組織内で共有する行為を簡便かつ適法に行うための手続き等を説明します。
- ☑利用者の立場から**著作物利用の利便性を高めつつ、権利者の立場も守るために**著作権等管理事業法で著作物を集中管理する団体を通じ、使用料を徴収して許諾を出す仕組みが整えられています。
- ☞**新聞記事を複製して共有する場合に、どのように許諾を取得すればよいかを**次ページ以降で概説します。

※行政組織における複製利用についての説明がメインとなりますので、図中の『**権利制限**』は**著作権法第42条**を想定しています。

※**新聞以外の著作物（雑誌・書籍）については「クリッピング契約」に類似する契約はありませんので、出版社等の著作権者がJRRCに委託している許諾の範囲内で複製頻度に拘わらず複製利用が可能です。**

行政組織内における新聞記事の複製利用

内部利用

外部提供

著作権法第42条『裁判手続及び立法又は行政の目的のための内部資料』とする場合

『権利制限』による複製

すべての職員が、単発的に新聞記事を複製する場合

JRRCとの『包括許諾契約』による複製

※外部の方が参加する官公庁主催の会議・打合せも内部利用です。

特定の部署の職員が高い頻度で反復的・継続的に新聞記事を複製する場合

各新聞社との『クリッピング契約』による複製

各新聞社への個別の『事前申請』による複製

- 各新聞社に事前申請して許諾を得る必要あり。
- 各新聞社ホームページの『著作権・著作物の利用申請』等のリンクから申請要。



権利制限がある場合を除き、いずれの場合も権利者の許諾が必要であり、無断複製不可
※著作権法第30条の『私的使用のための複製』は、業務目的の複製の場合は適用されません。

JRRCの著作物複製利用契約と 新聞のクリッピング・サービスについて

新聞を複製する場合に必要な許諾契約のイメージは以下の通りです。

- **各部署・課**において、新聞の記事をそれぞれ週に1記事程度の頻度で複製して内部で共有している場合
⇒ **JRRCの著作物複製利用契約の許諾の範囲内**となるため、事前かつ個別の許諾手続きなしに複製が可能（利用目的が異なれば部課ごとに複製可能）。
- **総務や広報担当**が毎朝新聞をチェックし、必要な記事を切り抜いてコピーし、役員・幹部職員、関係部署に配布している場合
⇒ この場合、上記の契約に加えて複製の頻度や複製部数（配布人数）に応じた**各新聞社とのクリッピング・サービス契約**の締結が必要。



《JRRCの事業と許諾範囲について》



【管理委託範囲・利用許諾条件】

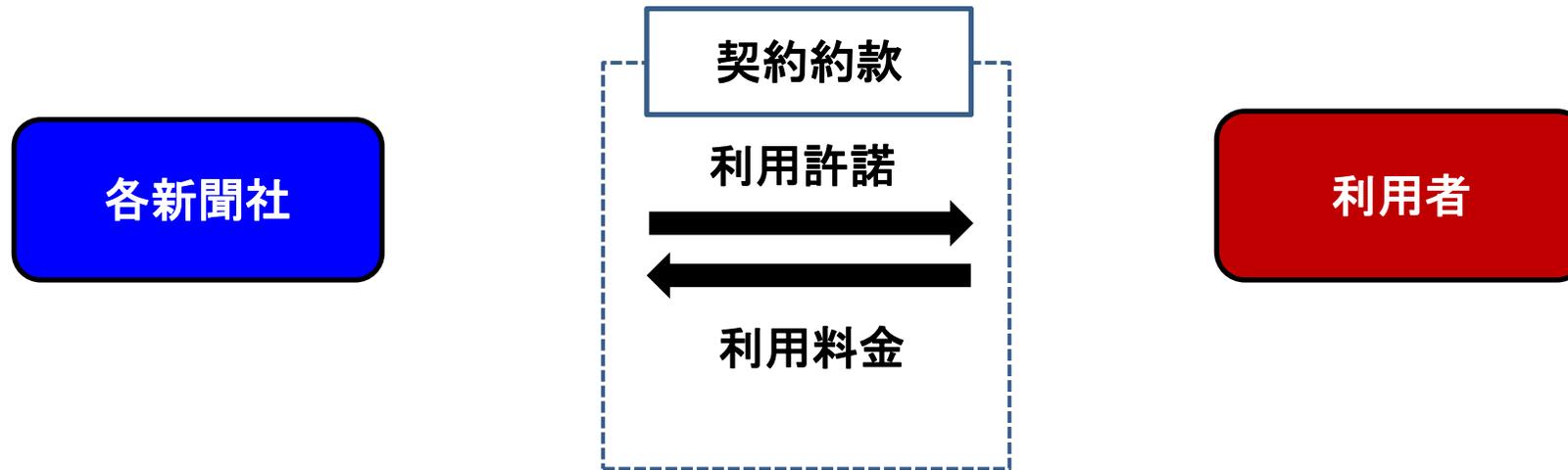
- (1)日本の著作物であること
- (2)次の目的での紙から紙への複写、電磁的複製(及びファクシミリ送信)であること
 - (②～④)については選択的に委託することも可能)
 - ①譲渡を目的としない複写(使用料規程:第2節記載)
 - ②譲渡を目的とした複写及びその複製物の譲渡(使用料規程:第3節記載)
 - ③ファクシミリ送信(使用料規程:第4節記載)
 - ④譲渡を目的としない電磁的複製(使用料規程:第5節記載)
- (3)対象範囲が少範囲・少部数・小規模であること

「譲渡を目的としない」とは、組織内部での利用(内部利用)を意味します。

利用目的が異なれば、各部課(組織の規模により単位は異なる)それぞれが、ここにお示した範囲内での複製が可能です。

※出版物全体の30%または60頁のいずれか少ない方であり、紙への複写20部以内、電磁的複製30人までの共有であること。

《新聞社のクリッピング契約と許諾範囲について》



○クリッピング契約は各新聞社と利用者との個別契約になります。

○許諾範囲(利用形態や利用条件)、期間、料金は新聞社により異なりますので個別にお問合せください。

許諾範囲については、一般的には新聞記事の紙への複写、PDF、JPEG等の電磁的複製、イントラネットやメール添付を通じた共有等となりますが、詳細は各新聞社への確認が必要です。

利用期間は4月1日～3月31日の年間契約となることが多く、利用料金は上記の利用形態と利用人数(共有部数)を勘案して決定されることが多くなっています。

※外部への提供(SNSに記事を掲載する行為等)は、原則としてクリッピング契約には含まれず、すべて事前申請による新聞社の許諾取得が必要です。

組織内での著作物の複製利用をご確認ください

知らないうちに組織内で著作権侵害が発生しているかもしれません・・・

社会

TX運行会社の著作権侵害を認定 本紙記事をスキャンして無断で社内ネットワークに掲載 東京地裁判決

2022年10月6日 18時12分



東京地裁、高裁などが入る裁判所合同庁舎=東京・霞が関

つくばエクスプレス（TX）を運行する首都圏新都市鉄道（東京）が東京新聞の記事を無断コピーして社内ネットワークに掲載したとして、発行する中日新聞社（名古屋）が約4240万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁（柴田義明裁判長）は6日、著作権の侵害を認め、同鉄道に約192万円の支払いを命じた。

判決などによると、同鉄道は、TXが開業した2005年度から19年度までの間、TXや沿線地域に関する紙面記事をスキャンし、全従業員（約530～730人）が閲覧できるイントラネットに掲載していた。

判決は、事故の記事などについても「表現上の工夫をしている」として著作物と認定。少なくとも591本の記事の著作権が侵害されたとし、1記事当たり3000円の損害を認めた。

同鉄道を巡っては19年、本紙を含む新聞各紙の記事の無断利用が判明。中日新聞社は、長期間にわたり組織的に著作権侵害を繰り返したとして、20年2月に提訴した。日本経済新聞社も同様の訴訟を起こし、東京地裁で11月30日に判決の予定。

中日新聞社の北嶋弘和電子メディア局長のコメント 弊社が指摘した新聞記事について、「創作的な表現であり、著作物である」との判断が下されるなど、著作権侵害が認められたことは評価したい。ただし、賠償額に係る弊社の主張が認められなかった部分があり、その点については疑問もある。判決文を精査した上、今後の対応を考えたい。

首都圏新都市鉄道のコメント 判決文を精査していないのでコメントは差し控える。

（東京新聞2022年10月6日記事 利用許諾取得済）

本紙記事コピー 契約締結せず PDF化し共有
松山市企画戦略課
松山市の企画戦略課で、愛媛新聞の記事のコピーを許諾を得ることなくPDF化し、ファイルサーバーに保存し共有するという著作権侵害の疑いがある行為が2年半余り続いていたことが16日までに分かった。記事コピーの許諾は得ていなかった。2020年度から市に関する同紙記事のスクラップを課内（20人弱）で閲覧後、記録用としてPDF化し、他課からもアクセス可能な企画戦略課名のフォルダーに保存していた。PDFの存在に気づいた他課の職員から著作権侵害に当たると指摘を受け、愛媛新聞社に相談の上、データを削除したという。市は、日本複製権センター（JRRCC、東京）と「複製物の複製を目的としない著作物の複写」について包括的な年間利用の契約を結んでおり、愛媛新聞を含めセンターが管理を委託している新聞などを小部分、少数コピーすることは認められている。ただし、PDF化して組織内で共有する行為は、複製の契約と併せて電磁的複製の複製を認めた上で、許諾を得ずに利用しなければならぬ。市は結んでいなかった。センターによると、電磁的複製の契約で許される複製の頻度は1紙当たり月5本程度、保存期間は1カ月で、それを超える場合は著作権者とクリッピング契約を結ぶ必要がある。センターは一般論として「複写（アナログ複製）と電磁的複製（デジタル複製）の利用行為は全く別の行為であり、許諾を得ずに利用

①つくばエクスプレスの運行会社が新聞記事をスキャンして社内LANに掲載していた著作権侵害事例地裁判決の報道。
（2022年10月／2023年6月8日に知財高裁判決も出ている）

②松山市が愛媛新聞の記事を許諾なくPDF化して、ファイルサーバー共有していた著作権侵害の疑い事例の報道。
（2023年2月）

JRRCお問合せ窓口

組織内部の複製に関するご相談・ご質問につきましては、以下の**お問合せ窓口**で受け付け致します。一般的な著作権に関するご相談も随時受付しております。

なお、**官公庁の皆様向けの特設サイト**もございます。→ <https://jrrc.or.jp/kankocho/>

また、**各新聞社の問合せ先**につきましては、**(一社)新聞著作権協議会(新著協)**の**サイト掲載の連絡先一覧**をご覧ください。→ <https://www.ccn.jp/contact.htm>

公益社団法人日本複製権センター(JRRC)

事務局 契約担当

〒105-0002 東京都港区愛宕1-3-4愛宕東洋ビル7F

TEL: 03-6809-1281 Email: jrrc_info@jrrc.or.jp

<https://jrrc.or.jp/>

JRRC 

ご清聴ありがとうございました。



(ご参考) 日本複製権センターの使用料

包括許諾契約(簡易方式)はリーズナブルな価格設定です。

※少ないご負担で、全従業員が適法に複製いただけます(他の複製権等の管理団体の使用料及び利用条件等につきましては各々のHPからお問合せください)。

- 紙から電磁的複製を含む許諾: 従業員一人あたり年間**240円**
- 紙から紙の複製の許諾のみ: 従業員一人あたり年間**100円**

【従業員一人あたりの標準単価】

年間利用許諾料(包括許諾・簡易方式の場合、**2024年4月現在**)
許諾期間:4月1日～翌年3月31日(研究費対売上費により標準単価が20%増減する場合がございます。)

	電磁的複製含む	複写のみ
標準単価	@240円	@100円
最低使用料	7,200円	3,000円

使用料規程は<https://jrrc.or.jp/aboutjrrc/disclosures/#a1>から確認いただけます。
また、スライドP8記載のJAC(<https://www.jaacc.org/>)及びJCOPY(<https://www.jcopy.or.jp/>)の使用料は各窓口にお問合せ願います。

【年間使用料シミュレーション】

※標準単価にて算出(2024年4月現在)

従業員人数	電磁的複製を含む	複写のみ
～30人	7,200円	3,000円
50人	12,000円	5,000円
300人	72,000円	30,000円
1,000人	240,000円	100,000円